

## 4. 沿革

- S20. 6 運輸省設置法により、運輸通信省大阪海運局を運輸省近畿海運局と改称
- S21. 5 大阪鉄道局に陸運部(陸運課 運輸課 整備課)を設置
- S23. 1 各府県に道路運送監理事務所を設置(道路運送法施行)  
大阪鉄道局の権限下→運輸省の地方支分局  
大阪鉄道局陸運部→大阪特定道路運送監理事務所(管轄:2府4県に三重、鳥取、島根)
- S24. 6 大阪特定道路運送監理事務所と大阪鉄道局陸運部を統合して、大阪陸運局(管轄:2府4県)を設置
- S24. 8 京都、神戸、奈良、大津、和歌山に大阪陸運局分室を設置
- S24. 11 陸運局分室を廃止し各府県に陸運事務所設置(地方事務官、技官)
- S59. 7 運輸省設置法の改正により運輸省近畿海運局と運輸省大阪陸運局を統合し運輸省近畿運輸局を設置
- S60. 4 陸運事務所は陸運支局に組織変更(地方事務官、技官の廃止)
- H13. 1 国土交通省の発足により、国土交通省近畿運輸局となる
- H14. 7 組織改正により、
  - ・本局に企画2部(企画振興部、交通環境部)を設置[併せて海事関係の3部を2部に再編]
  - ・海運支局と陸運支局を統合し、運輸支局を設置
  - ・自動車検査部門を自動車検査独立行政法人に移行(近畿検査部)
- H18. 7 組織改正により、
  - ・企画振興部を企画観光部とし、観光関係の2課(国際観光課、観光地域振興課)を設置
  - ・鉄道、自動車関係の監査体制を強化
  - ・運輸支局等へのスタッフ制の導入 等
- H25. 5 組織改正により、
  - ・総務部に安全防災・危機管理課を設置
- H27. 7 組織改正により、  
企画観光部(交通企画課、国際観光課、観光地域振興課)と交通環境部(環境課、物流課、消費者行政・情報課)を、交通政策部(交通企画課、環境・物流課、消費者行政・情報課)と観光部(観光企画課、国際観光課、観光地域振興課)に再編